

(1) 原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車等

購入や登録の時期にかかわらず、すべての車両について改正後の税率が適用されます。

区分		税率(年額)	
		平成 27 年度まで (改正前)	平成 28 年度以降 (改正後)
原動機付 自転車	排気量 50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
二輪車	軽自動車(125cc 超 250cc 以下)	2,400 円	3,600 円
	小型自動車(250 cc 超)	4,000 円	6,000 円
小型特殊 自動車	農耕作業用	1,600 円	2,000 円
	その他(フォークリフト等)	4,700 円	5,900 円

(2) 三輪及び四輪の軽自動車

平成 27 年度以降に初度検査(初めて車両番号の指定を受ける際の検査)を受けた軽自動車は、改正後の税率が適用されます。

また、グリーン化を進める観点から初度検査後 13 年を経過した環境負荷の大きい軽自動車に対して、重課税率が適用されます。

軽自動車区分		平成 27 年 3 月 31 日 までに登録した車 〈1〉	平成 27 年 4 月 1 日 以降に新規登録した車 〈2〉	新規登録後 13 年を 経過した車(重課税率) 〈3〉
3 輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円
4 輪 乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
4 輪 貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

〈1〉 初度検査年月が平成 27 年 3 月以前の車両は、現在の税率から変更はありません。

〈2〉 初度検査年月が平成 27 年 4 月以後の車両は、改正後の税率が適用されます。

〈3〉 初度検査年月から起算して 13 年を超える車両は、上記の〈1×2〉にかかわらず、重課税率が適用されます。(燃料の種類が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリンハイブリットの軽自動車、被けん引車は除く。)